



島根県報

平成28年 5月24日 (火)

号外 第 112 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

| | |
|---|---|
| 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数並びに当該選挙区の区域内の都道府県ごとに定める担当基幹放送事業者 | 2 |
| 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部改正 | 2 |

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定める。

また、同規程第5条第3項ただし書の規定により、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送の申込みをする当該選挙区の区域内の都道府県ごとに定める基幹放送事業者（以下「担当基幹放送事業者」という。）を次のとおり定める。

平成28年5月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの放送回数

| テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 | | ラ ジ オ 放 送 | |
|------------------|-----|-----------|-----|
| 基幹放送事業者名 | 回 数 | 基幹放送事業者名 | 回 数 |
| 株式会社山陰放送 | 1 | 株式会社山陰放送 | 1 |
| 山陰中央テレビジョン放送株式会社 | 1 | | |
| 日本海テレビジョン放送株式会社 | 1 | | |

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における担当基幹放送事業者

| 区 域 | 担 当 基 幹 放 送 事 業 者 名 |
|-----|---|
| 鳥取県 | 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 |
| 島根県 | 株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 |

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年5月24日から施行する。

平成28年5月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

第4号のイ中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。